

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	過疎地域自立促進特別措置法
根拠条項	第26条
許認可等の種類	農林漁業の経営改善のための計画の認定
法令の定め	過疎地域自立促進特別措置法第26条 過疎地域自立促進特別措置法第26条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令第3条
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	総期間 20日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 10日・丹 (市町村) 協議機関 日・月 () 処分機関 10日・丹 (総合振興局・振興局)
処分担当課	各総合振興局・振興局産業振興部農務課農業経営係 (電話番号:)
申請先	各市町村農業制度金融担当課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課農業金融係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-378))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)

[審査基準]

○ 過疎地域自立促進特別措置法の施行について

平成12年6月1日12構改B第609号 農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成20年10月1日 20農振第1174号

第3 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けについて

2 経営改善計画及び振興計画の認定基準について

過疎地域自立促進特別措置法第26条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令（平成12年農林水産省令第47号）第3条第1号に掲げる基準については、以下の点に留意されたい。

(1) 経営改善計画及び振興計画一般について

- ア 経営改善資金及び振興資金により農林漁業用施設等を共同して導入しようとする者等が経営改善計画及び振興計画を作成する場合にあっては、経営改善計画及び振興計画に当該施設等の共同利用に係る管理規定又は共同利用計画が含まれるものであること
- イ 経営改善計画及び振興計画の対象となっている農用地等を含む市町村の法第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画の内容に沿った計画であること
- ウ 経営改善計画及び振興計画の対象となっている過疎地域の市町村以外から雇用労働力に依存する割合が低いこと

(2) 農業に係る経営改善計画及び振興計画について

経営改善計画の作目の選択については、主産地形成の方向等を考慮したものであること

(3) 林業に係る経営改善計画及び振興計画について

経営改善計画について、人工造林、林道の開設、経営規模の拡大等が計画されているものであること

(4) 漁業に係る経営改善計画及び振興計画について

- ア 経営改善計画の漁船に係る計画については、その動力化、大型化又は性能向上が計画されたものであり、かつ、漁業調整及び水産資源保護等にも配慮されたものであること
- イ 能率的な漁具又は漁法の導入等近代化が計画されているものであること